

恩給法の一部を改正する法律

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条ノ三を削る。

第十条ノ三を次のように改める。

第十条ノ三 前条ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者二人以上アルトキハ其ノ一人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第八十二条ノ四を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(一時恩給等を受けたことのある者に係る普通恩給又は扶助料の年額についての特例)

第三条 平成十七年三月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料で、恩給法第六十四条ノ二その他の法令の規定により、一時恩給、一時扶助料、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三十七号)附則第十五条に規定する一時金又は都道府県若しくは市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定による退職一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもってその年額としているものについては、平成十七年四月分以降、当該控除をしない額をもってその年額とする。

(職権改定)

第四条 前条の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

理由

恩給受給者の高齢化の現状等にかんがみ、恩給の未支給金の給付の請求に係る手続の簡略化等恩給法について所要の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定を削除すること。(恩給法第九条ノ三関係)

二 恩給権者が死亡した場合における未支給金の請求について、未支給金を受ける権利を有する相続人等の同順位者が二人以上あるときは、そのうちの一人がした請求は全員のためその全額につきしたものとみなすこととし、従来義務付けていた総代者選任届の提出を廃止すること。(恩給法第十条ノ三関係)

三 失権等の届出義務違反者に対する過料に関する規定を削除すること。(恩給法第八十二条ノ四関係)

四 普通恩給又は扶助料で、かつて一時恩給等を受けたことにより一定額が控除された金額をもってその年額とされているものについて、平成十七年四月分以降、当該控除を行わないこととする。(改正法附則第三条関係)

正法附則第三条関係)

第二 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。

恩給法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 恩給法(大正十二年法律第四十八号)

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(削る)</p> <p>第十條ノ三 前條ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者二人以上アルトキハ其ノ一人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス</p> <p>(削る)</p> | <p>第九條ノ三 恩給権者第九條、第五十八條、第五十八條ノ二、第七十七條、第七十八條ノ二又ハ第八十條ノ規定ニ該当シ其ノ他法律ノ規定ニ依リ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遲滞ナク裁定庁ニ届出ツベシ</p> <p>第十條ノ三 第七十三條ノ二ノ規定ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス</p> <p>第八十二條ノ四 第九條ノ三ニ規定スル者故ナク同條ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス</p> |